

改正後

住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書
(平成11年1月から平成 年12月までの間に居住の用に供した方用)

提出用

- この明細書は、住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の額を計算するために使用します。
- この明細書は、住宅借入金等特別控除を受けるための書類とともに申告書と一緒に提出してください。

氏名

1 家屋や土地等の取得対価の額

取得対価の額等	㊤ 家 屋		㊦ 土 地 等	㊨ 合 計	㊩ 増 改 築 等
	一面の㊤	円	一面の㊦		
あなたの共有持分 ※共有となっている場合にのみ記入してください。	②				
あなたの持分に係る 取得対価の額等 (①×②)	③	円	円	円(④の㊤+㊦の㊨)	円

2 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高 連帯債務に係るあなたの負担割合 (四面の㊱の金額) ※連帯債務がない場合は、100%と書きます。	㊲ 住宅のみ	㊳ 土地等のみ	㊴ 住宅及び土地等	㊵ 増改築等
	円	円	円	円
④				
⑤	%	%	%	%
住宅借入金等の年末残高 (四面の㊱の金額) ※連帯債務がない場合は、④の金額を書きます。	⑥	円	円	円
⑦				
居住用割合	⑧	%	%	%
居住用部分に係る 住宅借入金等の年末残高 (⑦×⑧)	⑨	円	円	円
住宅借入金等の年末残高の合計額 (⑨の金額を一面の「5 住宅借入金(取得)等特別控除額の計算」の「住宅借入金等の年末 残高の合計額」⑩に転記します。	⑩(⑨の㊲+㊳の㊴+㊵の㊵)			(最高5,000万円)

※1 ④欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます。)。
なお、⑤の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と⑥又は⑦の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を有する場合には、税務署(所得税担当)におたずねください。

2 ⑧欄の割合は、小数点以下第4位まで算出し、第4位を切り上げて書きます。ただし、その割合が90%以上である場合は100%と書きます。
なお、⑥の⑧欄と⑦の⑧欄の割合の差が10%以内である場合には、一面の⑩の面積は「一面の㊱×㊲の⑧」とし、⑥の⑧欄は、⑦の⑧欄の割合を書いても差し支えありません。

3 ⑥の⑧欄の記入に当たっては、⑥の⑧欄と⑦の⑧欄の割合が同じ場合には、⑥の⑧欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑦の⑧欄に次の1の金額と2の金額の合計額を書きます。

i ⑥の⑧欄の金額 (円) × $\frac{\text{⑥の⑧欄の金額 (円)}}{\text{⑦の⑧欄の金額 (円)}}$ × ⑥の⑧欄の割合 (%) = (円)

ii ⑦の⑧欄の金額 (円) × $\frac{\text{⑥の⑧欄の金額 (円)}}{\text{⑦の⑧欄の金額 (円)}}$ × ⑥の⑧欄の割合 (%) = (円)

4 ⑩欄は、平成11年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合で「経過措置の計算方法」や「阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法」を選択したときは、最高3,000万円となります。

- 次に該当する方は、書き方について税務署(所得税担当)におたずねください。
- (1) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受ける方
- (2) 新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けようとする方
- (3) 自己の所有していた家屋で自己の居住の用に供していたものが阪神・淡路大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなり、かつ、その居住の用に供することができなくなった日以後に新たに新築や購入(同日以後初めてするものを除きます。)をして平成11年1月以後に居住の用に供し、更に、その新築や購入した家屋について増改築等をしてその増改築等をした部分を平成 年12月までに居住の用に供したことにより、新築や購入した家屋に係る住宅借入金等と増改築等に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けようとする方

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

改正前

住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書
(平成11年1月から平成 年12月までの間に居住の用に供した方用)

提出用

- この明細書は、住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の額を計算するために使用します。
- この明細書は、住宅借入金等特別控除を受けるための書類とともに申告書と一緒に提出してください。

氏名

1 家屋や土地等の取得対価の額

取得対価の額等	㊤ 家 屋		㊦ 土 地 等	㊨ 合 計	㊩ 増 改 築 等
	一面の㊤	円	一面の㊦		
あなたの共有持分 ※共有となっている場合にのみ記入してください。	②				
あなたの持分に係る 取得対価の額等 (①×②)	③	円	円	円(④の㊤+㊦の㊨)	円

2 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高 連帯債務に係るあなたの負担割合 (四面の㊱の金額) ※連帯債務がない場合は、100%と書きます。 住宅借入金等の年末残高 (四面の㊱の金額) ※連帯債務がない場合は、④の金額を書きます。	㊲ 住宅のみ	㊳ 土地等のみ	㊴ 住宅及び土地等	㊵ 増改築等
	円	円	円	円
④				
⑤	%	%	%	%
⑥	円	円	円	円
⑦				
居住用割合	⑧	%	%	%
居住用部分に係る 住宅借入金等の年末残高 (⑦×⑧)	⑨	円	円	円
住宅借入金等の年末残高の合計額 (⑨の金額を一面の「5 住宅借入金(取得)等特別控除額の計算」の「住宅借入金等の年末 残高の合計額」⑩に転記します。	⑩(⑨の㊲+㊳の㊴+㊵の㊵)			(最高5,000万円)

※1 ④欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、すべての証明書に基づいて書きます。)。
なお、⑤の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と⑥又は⑦の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を有する場合には、税務署(所得税担当)におたずねください。

2 ⑧欄の割合は、小数点以下第4位まで算出し、第4位を切り上げて書きます。ただし、その割合が90%以上である場合は100%と書きます。
なお、⑥の⑧欄と⑦の⑧欄の割合の差が10%以内である場合には、一面の⑩の面積は「一面の㊱×㊲の⑧」とし、⑥の⑧欄は、⑦の⑧欄の割合を書いても差し支えありません。

3 ⑥の⑧欄の記入に当たっては、⑥の⑧欄と⑦の⑧欄の割合が同じ場合には、⑥の⑧欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑦の⑧欄に次の1の金額と2の金額の合計額を書きます。

i ⑥の⑧欄の金額 (円) × $\frac{\text{⑥の⑧欄の金額 (円)}}{\text{⑦の⑧欄の金額 (円)}}$ × ⑥の⑧欄の割合 (%) = (円)

ii ⑦の⑧欄の金額 (円) × $\frac{\text{⑥の⑧欄の金額 (円)}}{\text{⑦の⑧欄の金額 (円)}}$ × ⑥の⑧欄の割合 (%) = (円)

4 ⑩欄は、平成11年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合で「経過措置の計算方法」や「阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合の計算方法」を選択したときは、最高3,000万円となります。

- 次に該当する方は、書き方について税務署(所得税担当)におたずねください。
- (1) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受ける方
- (2) 新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けようとする方
- (3) 自己の所有していた家屋で自己の居住の用に供していたものが阪神・淡路大震災によって被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなり、かつ、その居住の用に供することができなくなった日以後に新たに新築や購入(同日以後初めてするものを除きます。)をして平成11年1月以後に居住の用に供し、更に、その新築や購入した家屋について増改築等をしてその増改築等をした部分を平成 年12月までに居住の用に供したことにより、新築や購入した家屋に係る住宅借入金等と増改築等に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けようとする方

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。